

鹿屋市水道事業給水停止取扱規程の一部を改正する規程

鹿屋市水道事業給水停止取扱規程（平成18年鹿屋市水道事業管理規程第23号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「17：15」を「17時15分」に、「この通知書を受け取る前に納入された場合は、何かの行き違いですのでご了承ください。」を「なお、納付が本通知書と行き違いになっておりましたら、御了承ください。」に改める。

別記第2号様式中「（給水再開）は業務時間（平日8：30～17：00）」を「平日8時30分から17時まで」に、「当上下水道部」を「上下水道部」に改める。

別記第3号様式中「（ 年 月 日）」を削り、「給水を停止を」を「給水を停止」に改め、「印」を削る。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。